

株式会社 ジーエス・ユアサ バッテリー
次世代育成支援対策推進法 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員が仕事と生活の調和を図りその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年4月1日～2026年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：計画期間内の対象社員の育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を50%以上にする

女性社員・・・取得率を80%以上にする

<対策>

- 2023年4月～ 本人または配偶者が妊娠・出産の申し出があった場合は、個別に育児休業制度、育児休業給付、社会保険料の取扱いについて説明を行い、育児休業取得の促進を図る。
- 2024年4月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直しなど）・実施。
- 2025年4月～ 育児休業の申出が円滑に行われるようにするために、管理部門責任者、上長である管理職を対象とした教育を実施する。

目標2：在宅勤務制度の利用要件緩和を検討実施する。

<対策>

- 2024年4月～ 社内のニーズや世間情報の収集を行い、在宅勤務利用要件の緩和を検討する。
- 2025年4月～ 在宅勤務要件緩和について社員から意見聴取を行う。
- 2026年4月～ 計画の実行を行う。

目標3：仕事と生活の調和の実現に向け、更なる柔軟な働き方を実現する

<対策>

- 2023年4月～ 半休、時間単位有給の活用により、年次有給休暇取得率を2022年度より増加させる。
- 2024年4月～ 年度単位で3日以上5日以内の個人別長期休暇取得を奨励し、「生産性の向上」と「私生活の充実」の相互促進を図る。

以上